平成２６年（フ）第１２号
富山県魚津市金浦町３―18
破産者　碓井　文雄
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第１３号
富山県下新川郡朝日町南保町92―25
破産者　杉本謙一郎
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第１４５号
埼玉県桶川市坂田東２丁目２番地の２　ツイン・ハイム・喜八Ａ―202号、開始決定時の住所長野県上田市中丸子1485―４　206号室
破産者　関　　祐一
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第５８４号
静岡市清水区永楽町15番11号　Ｔハイツ２―102号
破産者　田中　靖子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
静岡市清水区蜂ヶ谷188番地の７
破産者　山本　秀一
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２号
静岡市清水区蜂ヶ谷188番地の７
破産者　山本　初代
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４３号
名古屋市守山区野萩町13番14号　喜多山荘402号
破産者　武藤　正丸
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５１号
愛知県北名古屋市二子西の町47番地２　ハイツ・ソレアード402
破産者　前田　達也
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１４号
名古屋市南区柴田町３丁目22番地　ラディアント柴田404号、従前の住所名古屋市中村区中村本町２丁目48番地　クレール楠４Ｅ
破産者　西　　義徳
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１１号
名古屋市北区楠２丁目964番地　北あじま荘302号、開始決定時の住所名古屋市北区三軒町348番地
破産者　新田　邦貞
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４号
名古屋市千種区穂波町２丁目18番地
破産者　清水　京子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１号
愛知県春日井市花長町１丁目21番地８、従前の住所岐阜県可児市星見台２丁目111番地
破産者　有我　行信
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２３号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟914号
破産者　亀井　龍男
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２５号
京都府宇治市槇島町一ノ坪130番地の５
破産者　中西　平和
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７４号
滋賀県栗東市下戸山1139―12、住民票上の住所京都市南区吉祥院池ノ内町56番地
破産者　松山　富夫
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
京都市伏見区醍醐和泉町28番地５　メゾンフェニックス308号
破産者　佐伯嘉代子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11夢野団地１―626号
破産者　山口　知眞
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５３号
神戸市長田区本庄町６丁目６番８号、住民票上の住所神戸市長田区二葉町２丁目７番８―205号
破産者　延原周市こと　車　　周市
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部